

最良執行方針

令和 5 年 1 1 月

HSBC 証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

(※現在、当社では、以下に定める「上場株券等」の株式業務は行っておりません。)

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及び REIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」については、法令上は最良執行方針の対象とされておりますが、当社では取扱っておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。

当社においては、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いはい行いません。

①お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。

② ①において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

(a) 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。

(b)複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い取引所金融商品市場等として当社が選定した取引所金融商品市場等に取次ぎます。なお、選定した具体的な内容は、当社においてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

(c)(a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によることができないため、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

①お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引－当該ご指示いただいた執行方法

② 端株及び単元未満株の取引－端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

③ 株式累積投資や株式ミニ投資等、取引約款等において、執行方法を特定している取引

④ 寄付き前の注文及び引け注文

(2)自社のシステム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは

異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

取引所金融商品市場等においてシステム障害等が発生した場合、2. に掲げる方法によることが難しいため、やむを得ず、2. に掲げる方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の取引の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以 上